

學校給食課

給食第一係
給食第二係

給食第一係・給食第二係

1 学校給食の概要

給食センター	学 校 名	給 食 数	
第一学校給食センター	第 二 小 学 校	2, 5 3 0 食	
	第 三 小 学 校		
	第 五 小 学 校		
	第 七 小 学 校		
第二学校給食センター	第 一 小 学 校	1, 5 5 7 食	
	第 四 小 学 校		
	第 六 小 学 校		
計	2 箇 所	7 小 学 校	4, 0 8 7 食

2 学校給食実施及び延人員

月 学校名	4	5	6	7	9	10	11	12	3年1	2	3	計
第一小学校	7,142 (14)	10,617 (18)	12,585 (21)	6,613 (11)	10,166 (17)	11,324 (20)	11,214 (19)	7,720 (13)	8,817 (15)	10,476 (19)	7,151 (12)	103,825 (179)
第二小学校	7,454 (13)	14,505 (21)	14,698 (21)	7,705 (11)	11,993 (17)	13,305 (20)	13,381 (19)	9,067 (13)	10,590 (15)	12,848 (19)	8,347 (12)	123,893 (181)
第三小学校	8,786 (14)	14,702 (21)	15,459 (21)	8,356 (11)	13,027 (17)	14,553 (20)	13,757 (18)	9,945 (13)	11,528 (15)	13,895 (19)	9,200 (12)	133,208 (181)
第四小学校	4,242 (13)	8,581 (21)	8,460 (20)	4,489 (11)	7,182 (17)	8,050 (20)	8,054 (19)	5,525 (13)	6,426 (15)	7,404 (19)	5,172 (12)	73,585 (180)
第五小学校	5,507 (14)	10,358 (21)	10,380 (21)	5,544 (11)	8,551 (17)	9,478 (19)	10,056 (20)	6,415 (13)	7,388 (15)	9,384 (19)	6,030 (12)	89,091 (182)
第六小学校	5,920 (14)	10,169 (20)	10,132 (19)	5,883 (11)	9,040 (17)	10,602 (20)	10,060 (20)	6,814 (13)	7,798 (15)	9,649 (19)	6,111 (12)	92,178 (180)
第七小学校	6,566 (14)	10,396 (20)	11,427 (21)	6,160 (11)	9,401 (17)	10,396 (20)	10,468 (19)	7,140 (13)	8,062 (15)	10,469 (19)	6,582 (12)	97,067 (181)
小学校合計	45,617 (96)	79,328 (142)	83,141 (144)	44,750 (77)	69,360 (119)	77,708 (139)	76,990 (134)	52,626 (91)	60,609 (105)	74,125 (133)	48,593 (84)	712,847 (1,264)
小学校平均	6,517 (14)	11,333 (20)	11,877 (21)	6,393 (11)	9,909 (17)	11,101 (20)	10,999 (19)	7,518 (13)	8,658 (15)	10,589 (19)	6,942 (12)	101,835 (181)
第一中学校	5,065 (7)	10,892 (16)	13,795 (21)	5,816 (8)	11,648 (17)	9,931 (15)	10,809 (18)	3,824 (7)	7,459 (13)	9,647 (18)	3,339 (7)	92,225 (147)
第二中学校	6,722 (10)	8,228 (12)	8,517 (13)	3,252 (6)	11,179 (15)	11,659 (18)	10,474 (16)	4,996 (9)	8,733 (13)	9,038 (15)	5,277 (9)	88,075 (136)
第三中学校	5,937 (11)	10,760 (20)	10,782 (21)	3,228 (6)	9,387 (18)	10,431 (20)	8,510 (16)	5,841 (11)	7,080 (14)	7,416 (16)	5,317 (11)	84,689 (164)
中学校合計	17,724 (28)	29,880 (48)	33,094 (55)	12,296 (20)	32,214 (50)	32,021 (53)	29,793 (50)	14,661 (27)	23,272 (40)	26,101 (49)	13,933 (27)	264,989 (447)
中学校平均	5,908 (9)	9,960 (16)	11,031 (18)	4,099 (7)	10,738 (17)	10,674 (18)	9,931 (17)	4,887 (9)	7,757 (13)	8,700 (16)	4,644 (9)	88,330 (149)

中学校においてはミルク給食のみ実施。()は実施回数を示す。

3 平成2年度学校給食会計収支決算（小学校）

収入の部

科 目	収 入 済 額	説 明
児 童 給 食 費	132,691,543 円	3,000円×44,167人=132,501,000円 日割納入87,498円 前年度繰入分103,045円
教 職 員 給 食 費	7,925,549	3,016円×2,623人=7,910,968円 日割納入14,581円
補 助 金	648,805	児童給食費市補助金（牛乳代）
雑 収 入	294,123	預金利子、試食会等
繰 越 金	27,202	前年度繰越金
合 計	141,587,222	

支出の部

科 目	支 出 済 額	説 明
主 食 費	19,165,804 (558,214) 円	パン代 13,132,164円 米飯 4,963,645円 麺 1,069,995円
副 食 費	98,724,480 (2,875,278)	野菜、果物、魚、肉類、調味料等購入代
牛 乳 費	23,646,524 (688,725)	牛乳代 704,877本
合 計	141,536,808 (4,122,217)	

※（ ）内数字は消費税額

収支差引残高 50,414円（翌年度繰越）

4 平成2年度学校給食（ミルク）会計収支決算（中学校）

収入の部

科 目	収 入 済 額	説 明
生 徒 給 食 費	8,630,683 円	264,989 本
教 職 員 給 食 費	330,118	9,841 本
補 助 金	258,919	生徒給食費市補助金
合 計	9,219,720	

支出の部

科 目	支 出 済 額	説 明
牛 乳 費	9,219,720 円	274,830 本 1本当たり 33円54銭
合 計	9,219,720	

収支差引残金

0 円

5 福生市中学校給食審議会

(1) 設 置 平成元年4月1日

(2) 委 員

職 名	氏 名	選 出 分 野	備 考
会 長	小 林 菊 三	知 識 経 験 者	
副 会 長	吉 野 チ ヌ	〃	
委 員	野 澤 昭 典	市 立 中 学 校 長	
〃	馬 場 勇	〃	
〃	高 山 重 義	〃	
〃	谷 島 光 治	市 立 中 学 校 教 職 員	
〃	鳥 居 智 子	〃	
〃	浜 中 順	〃	
〃	山 下 進	市 立 中 学 校 P T A 会 長	
〃	吉 池 俊 男	〃	
〃	上 野 武 男	〃	
〃	星 田 貴 美 恵	市 立 中 学 校 保 護 者	
〃	倉 鹿 野 光 子	〃	
〃	佐 藤 恵 子	〃	
〃	柴 藤 寿 恵 子	知 識 経 験 者	

(3) 諮問事項 中学校給食の是非について

(4) 開催回数 全29回

(5) 答申（抜粋）

平成3年3月28日

福生市教育委員会

委員長 木村和男 殿

福生市中学校給食審議会

会長 小林菊三

中学校給食の是非について（答申）

平成元年5月27日付けをもって諮問をうけた表記の件について、調査・検討し審議した結

果を、次のとおり答申いたします。

1 ま え が き

福生市における中学校給食は、昭和45年4月に第一中学校、昭和47年4月に第二中学校、昭和58年10月に第三中学校で、それぞれミルク給食を実施し、今日に至っている。

その間、中学校の完全給食を望む声が保護者・一般市民からあがり、昭和50年12月には請願書が提出された。昭和51年3月に請願が採択されたのをうけ、教育委員会は「福生市学校給食問題研究会」を発足させた。

この研究会での2年余りにわたる調査・研究の後、教育委員会は中学校の完全給食については、慎重に取り組む必要があると判断し、当分の間実施を見合わせることに決定した。

しかしながら、その後10年以上を経過し、社会情勢の変化に伴って、生活様式・食生活の内容も大きく変わりつつある現在、教育委員会は学校給食について、再度具体的に調査・検討をする必要があると判断し、平成元年5月27日に、専門的な審議機関として、委員15名からなる「福生市中学校給食審議会」を発足させた。

審議会は「中学校給食の是非について」の諮問を教育委員会から受け、平成元年5月から平成3年3月までの間延べ29回にわたり、調査・検討を重ね審議した。

2 視 察

審議の過程において、参考とするため、完全給食未実施市（田無市）及び実施市（日野市立日野第一中学校）の視察を行った。

3 アンケート（意識調査）

調査・検討をする過程で、市立中学校生徒・教職員及び保護者について、それぞれの考えを知るため、アンケート調査を行った。結果については次のとおりである。

区 分	対 象 者 数	回 収 人 数	回 収 率
生 徒	2, 228 人	2, 039 人	91. 5 %
教 職 員	105	96	91. 4
保 護 者	2, 093	1, 610	76. 9

生徒	給食がよい	弁当がよい
	1, 229 人	806 人

教職員	賛成	反対
	7 人	84 人

保護者	希望する	希望しない
	1, 395 人	215 人

4 課題別協議

審議する際、問題を整理するために6課題に分けて審議をした。

(1) 教育的効果 〈健全な成長と心身の健康・校内体制〉

① 健全な成長と心身の健康

給食を教育として行うのであれば、「食」の正しい在り方について、まず考える必要がある。

無農薬、無添加、未加工食品や季節感のある地元の産物を使用することなど、食材料の選択がむずかしい。そして、添加物の味に慣れてしまった生徒に本当によい食品を教えることは、家庭における食生活の改善を求めることにもつながる。

栄養のバランスについても、同じことがいえる。糖分の取りすぎ、カルシウムの不足などは普段の飲食物の取り方に問題がある。

給食を通して正しい栄養の取り方を教える必要はあるが、校外の食生活のひずみを給食で補うことはできない。

食器の材質、種類についての選択、洗浄に使用する界面活性剤の問題もある。

生徒の中に一部ではあるが、弁当を持参できず校外に買いに行く実情もある。

いま、学校給食を通して、家庭や地域に食生活の見直しを働きかけることは、食文

化の伝承を図ることにもなり、さらには生活全体の見直しにもなると思われる。

現状では、学校内だけの教育に効果を期待するのは無理で、父母、地域の協力があって、はじめて目的が達成できるものであると思う。

② 校内体制

生徒が落ち着いて秩序正しく給食を食べるように学校で指導しきれるかどうかが焦点になり、現状では全く不安がないとは言い切れない。

また、完全給食を実施している他地区の一部に見られるような、給食にからんだ、いじめ、食器破壊、食物の投げ捨てなどが、ないとも言い切れない。

これらの点については、給食の質の向上と、平常からのしつけによって解消の方向が見出されるのではないかと思われる。

(2) 運営方式……〈自校方式・センター方式〉

学校給食の運営形態には、学校独自で調理場等の施設を備え独自の調理をする自校方式（単独調理校方式）と複数からなる学校を受け持ち同一の調理をするセンター方式（共同調理場方式）の二方式に大きく区分される。

最近空き教室をランチルーム等に転用し、室内の照明・内装等に工夫をこらし明るい部屋に一新し、音楽を聴きながらの楽しい食事のできる場所としての活用がされてきている。

本市においても小学校の一部で、空き教室をランチルームに模様替えしたところもある。

また、他市等においても、校庭敷地に余裕のある学校においては、校舎の一部にゆとりをもった食堂施設を設置している学校や、全国的にみても最近では、献立・料理・量を選択できるバイキング方式を取り入れて給食を実施している学校もある。

このことも今や世の中が、グルメ志向の飽食時代に移り変わり、家庭の食事あるいは、学校給食においても食生活における量より質、さらには、食べる環境が豊かになり、より高度になってきているといえる。

文部省でも従来、運営形態として原則的にはセンター方式を薦めていたが、最近では自由多様性のある給食を目指すことを骨子とした学校給食の改革指針を活用するよう指導も変わってきている。

これらのことから、本市における中学校の実態等を踏まえながら二つの運営方式について、比較検討を行った。

〈自校方式〉

(ア) 温かいうちに食べられる。

- (イ) 行事にあわせて、配膳の時刻・献立の内容を変更できる。
- (ウ) 作る人と食べる人の心の交流が期待され、作る意欲、食べる感謝の気持ちにつながる。
- (エ) 食材、献立の選択について、学校・父母の意見を取り入れやすい。
- (オ) 献立・調理に手作りの配慮ができる。
- (カ) 残菜がセンター方式に比べて少ない。

<センター方式>

- (ア) 献立の内容・配膳の時刻などについては、センター方式でも、学校の個別的な要望をかなり受け入れることができる。
- (イ) 調理の工夫によっては、センター方式でも自校方式とあまり差がない給食内容にすることができる。
- (ウ) センター方式の場合、共同献立・共同購入による合理化が可能である。その反面、地元の産物は利用しにくく、加工品の使用が多くなる。
- (エ) 食中毒がおきた時には、センター方式の方が被害が大きい。
- (オ) 食器の改善も、センター方式ではむずかしい。
- (カ) センター方式では、他校との関係で学校・父母の意見を取り入れる機会が少ない。地域の人達の意見で良くしていこうとする姿勢が、うすまってしまう。
- (キ) 費用の面では、残菜の処理費まで考えると算出がむずかしく、比較できない。
- (ク) 行政面積が小さいため、各学校に配送する時間はかからない。

今後運営して行くと考えた場合、長所が多い自校方式での実施が好ましいと思われる。また、事業の形態として、直営と民間委託の方法があるが、利潤を追求した民間委託は、学校側の意見が反映されにくく、栄養面・食材料の選択等の問題点が考えられるので、避けたい。

従って、運営するならば、自校直営方式が望ましい。

(3) 施設・設備…………… <建築基準・立地条件>

福生市は、都市計画法に基づき、ほぼ全域が用途地域等の指定がされている。

現在、3中学校は第一種及び第二種住居専用地域内に建築されているが、自校方式の場合、基準では学校建物としての取り扱いとなるので、調理場の建築ができる。

① 自校方式の場合

現状では、各中学校とも用地に余裕がないので、新たな工夫が必要である。

この解決策として次のような意見がだされた。

ア プール及び屋内運動場等と併設した調理室の建設利用

イ 学校周辺の民地の買収

ウ (仮称)市立四中を建設することによる各中学校校舎の余裕

② センター方式の場合

工場としての取り扱いとなるので、学校内に調理場を設けることは不可能である。

従って、用途地域から見た場合、工場地域または住居専用地域(近隣の承諾を要する。)に限られるため、新たな用地が必要となる。

以上のような問題を今後考えていかなければならない。

(4) 教育環境の整備…… <環境整備>

将来を展望し、学校教育の充実とゆとりある校内環境の整備を図っていく必要がある。本市における各中学校の建物は、ここ数年の間に完全とは言えないまでもかなりの整備がされてきている。

校舎をはじめ屋内運動場・屋外プール・校庭照明等施設や設備は充実した。しかし、近年、中学生の体も大きくなり教室等のスペースの問題もあり、さまざまな用途の教室が必要である。

例えば、体育等で着替える場合も更衣室が狭く、男女それぞれが着替えを待たなければならぬ。

従って、食事時間が制約されてしまう。

また、雨天等の場合、食事の後にくつろぐ場所がなく、ゆっくり食事をしている生徒がいると「早く食べろ」などといったあわただしさがでてくる。

生徒の人数が多いため、きめ細かな点の配慮が欠けてしまう。中学生の年代は、心身共に育つ非常に大切な時期である。

一時期ではあったが、一部生徒が荒れ、指導に悩んだ学校が校内改装により低く圧迫感のあった天井を高くし、廊下は明るい配色に替えたことにより生徒の落ち着きが出てきた事例もあげられた。

今後、さらに校舎・校庭にゆとりをもたせ、植栽等によって学校周囲を緑豊かな環境にし、その中での給食が望まれる。

(5) 指導体制…… <給食指導と時間>

新たに、中学校給食を実施する場合、過密な中学生活に食い込んでも真に価値あるような給食実施の理念を十分具現化するものでありたい。

指導する学校側としても、ゆとりある食事時間の確保が必要となってくる。

現在、学習指導要領によれば中学校の場合、小学校の時程とは異なり授業時間は1単位時間が50分で、小学校に比べ5分長く午前中だけで、20分の差がでてくる。

現在では、給食時間と昼休み時間の合計が、40分ないし45分である。

このような時程の中で、準備・食べる・片付け・休息をあわせて45分では短く、健康面を考えた場合、少なくとも1時間は必要かと思われる。

現在、中学校の教育課程の中に、さまざまな教育活動が詰め込まれているが、どれ一つとっても教育的価値のあるものばかりである。

また、やらなければならないことが、たくさんある中で、昼休み時間を45分から1時間とする場合15分をどこで、補うかが問題である。

食事をすることも大切であるが、生徒同士等が、和やかに話す時間も必要である。

実際、給食を賛成の生徒も休み時間が少なくなりのおんびり楽しく食べられなくなるの
がいやであるという意見も聞かれる。

完全給食を実施している学校では、準備・食べる・片付け、このようなことが毎日の
中で、時間がなくて困るとかは、あまり思わなくあたりまえになってきていると思うが
そのひずみがどこかで、しわよせになっているとしたならば、新たに実施する場合これ
らのことを十分配慮していく必要がある。

(6) 学校給食法の関連…………… <法令関係>

学校給食法は、昭和29年に公布され学校給食に関し必要な事項を定め、その普及・充
実を図ることを目的としたものである。

従って、実施を義務付けてはいないが、基本的には実施されるような努力義務を課し
ている規定であるといえる。

学校給食には、次の三つの食事形態がある。

- (ア) 完全給食 …………… パンまたは米飯・ミルク及びおかず
- (イ) 補食給食 …………… ミルクおよびおかず等
- (ウ) ミルク給食 …………… ミルク

どの形態をとるかは、設置者の裁量に委ねられている。いずれにしる、学校給食実施
基準等に規定されている実施頻度、所要栄養量及び食品構成、施設、設備の基準によっ
て、実施されることが要請されている。

学校給食の目的及び目標を学校給食法から抜粋すると次のようになる。

(法律の目的)

- 第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国
民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関
し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条第1号 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

第2条第2号 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

第2条第3号 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

第2条第4号 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

食事本来の楽しさを損なわないように留意しながら正しい食事のマナー、栄養に対する指導と明るい社交性を図ると共に、豊かな人間性をもった生徒の育成やゆとりある、しかも充実した学校生活が実現できるよう指導すべきであることを示している。

5 ま と め

福生市中学校給食審議会(委員15名)は、平成元年5月の発足以降1年11ヶ月にわたり、市立中学校の完全給食の是非について、終始純粹かつ多角的に協議検討を重ねてきた。

すなわち、他市への視察を初め、市立中学校生徒・教職員・保護者を対象にアンケート調査等を実施し、慎重に調査・検討してきた。

さて、最近の世相は、戦後の経済発展・所得の向上に伴い、国民の生活様式は、大きく変わりつつある。

さらに、父母の労働時間の多様化、子供の塾がよいなどが原因になって、食生活の簡略化が見られるようになった。

外食産業の発達や加工食品の普及が、この傾向をさらに増大させている。

このように、食糧難時代とは大きく状況が異なっている。従って、これからの学校給食は、21世紀を担う青少年の健全な発育を願い、家庭、地域、学校との協力によって、理想的なものを創造していかなければならない。

そこで、まず第一に学校給食は、保護者の弁当づくりの手間を省くといった単純な発想から出発するのではなく、学校給食法の基本に戻って考えていかなければならない。

次に、各中学校の施設、設備の現状に関連し、立地条件の問題、教育指導上限られた時間内での時程の組み方等の問題が、大きな鍵となる。

これらの課題をのりこえることができれば、完全給食は教師と生徒、または生徒同士が、人間的ふれあいを深める機会となるなど、学校教育を高めることにも積極的な役割を果たすであろう。

現在、ほとんどの生徒が親の愛情こもった弁当を持参しているが、これも給食では得られない「心の栄養」を摂取していると考えられる。親は弁当によって、子供の学校での様子を

知ることのできるという良い面がある。

また、完全給食では、栄養面でバランスの取れた献立をするが、中学生の年代では、体型を気にしてあまり食べなかったりして、時には膨大な量の残菜が捨てられ、結果として栄養に、かたよりがでてしまう。

また、食物を粗末にする習慣が、ついてしまう心配もある。

以上、大きな問題点として、簡略にあげたが、これらの問題を給食の問題としてとらえるだけでなく、今後も本市における教育全般の問題として取り上げ、市当局及び学校、家庭、地域社会の協力、提携が望まれる。

前に述べた課題別協議、まとめを経て審議会は、中学校の給食について、次の結論に達したので、意見として提示する。

完全給食を実施することが望ましい。なお、実施にあたっては、次の方法により、必要な措置をとることを強く要望する。

意 見

- (1) 質の高い給食実現のため、自校直営方式とする。
- (2) 指導面、配膳の時間短縮を考慮し、学年単位で使用できる食堂を設置する。
- (3) 生徒の好みの多様化、食べる量の個人差、体質の違いに対応するため、複数献立、カフェテリア方式、弁当持参について、検討することが望ましい。
- (4) 施設、設備等については、発足委員会を設置し、教職員の意見を尊重し、組織的に生かす努力をする。
- (5) 実施にあたっては、(仮称)学校給食委員会を発足させ、学校給食の充実を図る。それが、家庭の食生活の改善にも密接に結び付いていることに留意し、地域の援助を求める。
- (6) 質の良い食材料で、完全な食生活を目標とした給食を目指すためには、受益者による応分の負担が必要である。
- (7) 学校の現状においては、困難な点が多々あるが、前述の問題点を解決し、諸条件を整え給食実施に向け努力すべきである。

特に、給食に伴う事務等が教職員の負担にならないような配慮をする。